

土地賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 [redacted] の間に、次のとおり
土地賃貸借契約を締結します。

第一条 賃貸人はその所有する次に表示の土地を普通建物所有の目的をもって賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

土地の所在場所 三浦郡垂木小町三色字葛橋一七五九番地
地 二三四六四 平方メートル(七〇・九八坪)

第二条 賃貸借の期間は平成二十九年九月一日から平成四十年八月三十一日までの二十年間とします。

第三条 賃料は毎月坪平方メートルについて金 [redacted] 円也の割合で
金 [redacted] 円也とし、賃借人は毎月 [redacted] 日までに [redacted] 月分を賃貸
人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、
近隣の賃料との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増
額の請求をすることができるものとします。

第四条 賃借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。

- 一、賃借人が本件賃借権を譲渡し、または本件土地の転貸をするとき、その他名目のいかんを問わ
ず事実上これらと同様の結果を生ずる行為をするとき。
- 二、賃借人が本件土地上に所有する建物を改築または増築するとき。

第五条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除するこ



とができるものとします。

~~一、 毎月分が支払料の支払を怠らな~~

- 二、 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- 三、 賃借人が前条の規定に違反したとき。
- 四、 その他本契約に違反したとき。

第六条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づき賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第七条 本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第八条 (特約事項) 別紙

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 通を作成し、各自署名押印のうえ、各信通を所持します。

平成二十年九月一日

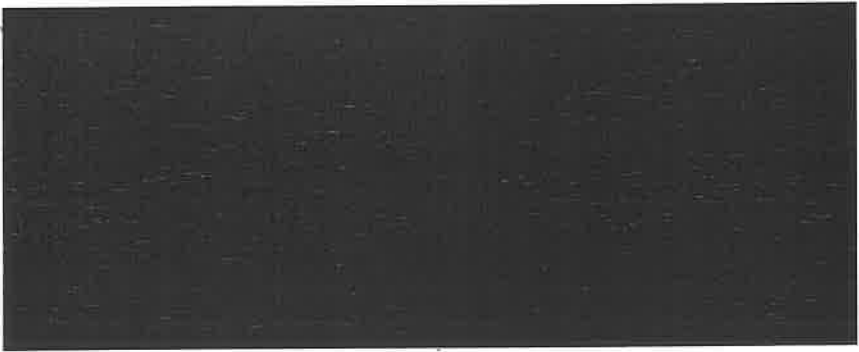
賃貸人 現住所

氏名

賃借人 現住所

氏名

連帯保証人 現住所



覚 書

一、 賃料は当該年度の固定資産税並びに都市計画税相当額に貳拾貳、五%を加えた額とし、支払い方法は へ当該年度分を当該年十二月末日までに持参することとする。

一、 土地賃貸契約更新料として金八十九万四千三百四十八円を賃借人は へ支払う物ものとする。

平成二十年九月一日